

一括登録システムを活用したマイナポイント予約に関するFAQ

<マイナポータルについて>

(1) 全般

- Q. マイナポータルとは何ですか？
- Q. マイナポータルで何ができるようになるのですか？
- Q. 居住市区町村では、どのような手続きがマイナポータルから可能ですか？

(2) 利用者登録について

- Q. マイナポータルはどうしたら使えるようになるのですか？
- Q. マイナポータルの利用者登録とは何ですか？

(3) 利用について

- Q. パソコンやマイナンバーカードの読取に対応したスマートフォンを持っていない人は、今後マイナポータルをどのように利用すればいいですか？
- Q. マイナポータルで使用する「カードリーダー」とはどのようなものですか？

(4) その他

- Q. マイナポータル上でどんな情報を確認できるようになりますか？

<マイナンバーカードの健康保険証利用・初回登録について>

(1) 全般

- Q. マイナンバーカードを健康保険証とすると、これまでと何が変わるのでしょうか？
- Q. 令和3年3月からは、これまでの健康保険証は使えなくなり、マイナンバーカードがないと受診できないのですか？

(2) 初回登録（事前に行う登録）について

- Q. マイナンバーカードを持っていればすぐに健康保険証として利用出来るのでしょうか？
- Q. マイナンバーカードを健康保険証として利用するために必要な事前の登録はどのように行うのですか？
- Q. ICカードリーダーやマイナンバーカードの読取に対応したスマートフォンを持っていない場合、事前の登録はどうすればできますか？

(3) 利用について

- Q. マイナンバーカードを持てば、保険証は持たなくてもいいですか？
- Q. 全ての医療機関で使えるようになりますか？
- Q. マイナンバーカードが健康保険証として使える医療機関・薬局は、どうすれば知ること

ができますか？

Q. 医療機関や薬局での受付はどのようになるのでしょうか？

Q. 病院の受付でマイナンバーカードを預けるのですか？

Q. 窓口への持参が不要となる証類はどのようなものがありますか？

Q. マイナンバーカードを忘れたらどのようにしたら良いですか？

(4) その他

Q. 医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか？

Q. 保険者が変わった場合（保険者を異動した場合）は何か手続きが必要となるのでしょうか？

<一括登録システムについて>

(1) 全般

Q. 一括登録とは何ですか？

Q. 自治体で支援を受けた際は一括登録ができなかったが、なぜですか？

<マイナポータルについて>

(1) 全般

Q. マイナポータルとは何ですか？

A. マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。

Q. マイナポータルで何ができるようになるのですか？

A. マイナポータルで提供される具体的なサービスは以下のとおりです。

1. やりとり履歴（情報提供等記録表示）

行政機関での自己情報（自分の特定個人情報）のやり取りの記録を確認できる

2. あなたの情報（自己情報表示）

行政機関などが持っている自分の特定個人情報が確認できる

3. お知らせ

行政機関などから配信されるお知らせを確認できる各種手続きの開始（児童手当の現況届の提出や確定申告の開始など）も通知される

4. 民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができる

5. ぴったりサービス

地方公共団体の子育て等に関するサービスの検索やオンライン申請ができる

6. 公金決済サービス

マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済ができる

7. もっとつながる（外部サイト連携）

外部サイトを登録することで、のマイナポータルから外部サイト（「e-Tax」や「ねんきんネット」など）へのログインが可能になる

Q. 居住市区町村では、どのような手続きがマイナポータルから可能ですか？

A. お住まいの市区町村により手続きは異なります。「ぴったりサービス」の検索機能から、マイナポータルで申請可能な手続を確認することができます。

(2) 利用者登録について

Q. マイナポータルはどうしたら使えるようになるのですか？

A. マイナンバーカードを取得後、マイナンバーカードの IC チップ内の利用者証明用電子証明書を用いてログインし、「利用者登録（アカウントの設定）」を行ってください。

Q. マイナポータルの利用者登録とは何ですか？

A. マイナポータルを利用される方が、利用者様自身の情報を登録することです。
利用者登録には登録したメールアドレスや、メールでのお知らせの設定などを紐付けて管理しています。

(3) 利用について

Q. パソコンやマイナンバーカードの読取に対応したスマートフォンを持っていない人は、今後マイナポータルをどのように利用すればいいですか？

A. 高齢者やパソコン等を利用することができない方でもマイナポータルへアクセスすることができるよう、各市区町村に対し、マイナポータル用端末（タブレット PC、IC カードリーダーライター、Wi-Fi ルーター等）を配置しています。配置場所については、各市区町村にお問い合わせください。

Q. マイナポータルで使用する「カードリーダー」とはどのようなものですか？

A. IC カードリーダーは、マイナンバーカードに記録された情報を読むための装置で、パソコンにつないで使用します。マイナンバーカードに対応した IC カードリーダーについては、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が公開している公的個人認証サービスポータルサイトの「マイナンバーカードに対応した IC カードリーダー一覧」よりご確認ください。

(4) その他

Q. マイナポータル上でどんな情報を確認できるようになりますか？

A. マイナポータルの「あなたの情報」では、自治体や国の行政機関等が保有するあなたの情報を見ることができます。

※あなたの情報（自己情報）からは一例として「世帯情報」「税（地方税）」「社会保障（健康、医療、子育て、福祉、雇用など）」がご覧いただけます。

※実際にご覧いただける情報は個人の方の属性（年齢、性別、住まいなど）によって変わることがございます。

マイナポータルの「やりとり履歴」では、行政機関における審査・手続き等に伴い、あなたの個人情報がどの機関との間で、いつ、どのように利用されたのかが見ることができます。

マイナポータルの「お知らせ」では、自治体や国の行政機関等から配信されたあなたのお知らせを見ることができます。また、「もっとつながる」を利用してマイナポータルと e-tax、MyPost、e-私書箱とをそれぞれつなぎ、e-tax や MyPost、e-私書箱から送信され

るお知らせを見ることもできます。

また、2021年3月（予定）から特定健診情報（※医療保険者によって、閲覧可能となる時期は異なります。）が、2021年10月（予定）から薬剤情報・医療費情報が見られるようになります。

加えて、確定申告での医療費控除の手続きが、マイナポータルを通じて自動で、入力できるようになります。

<マイナンバーカードの健康保険証利用・初回登録について>

（1）全般

Q. マイナンバーカードを健康保険証とすると、これまでと何が変わるのでしょうか？

A. マイナンバーカードを使えば就職や転職、引越ししても保険証の切り替えを待たずにカードで受診できます。医師や歯科医師がオンラインで薬剤情報や特定健診情報を、また、薬剤師も薬剤情報を確認できるなど、より多くの情報をもとにした診療や服薬管理を受けることが出来るようになります。

Q. 令和3年3月からは、これまでの健康保険証は使えなくなり、マイナンバーカードがないと受診できないのですか？

A. 従来どおり健康保険証でも受診できますが、カードリーダーが設置されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを健康保険証として利用頂く方が、受付手続きをスムーズに行うことができます。また、健康管理や医療の質の向上が期待されるマイナンバーカードを健康保険証とすることをお勧めします。

（2）初回登録について

Q. マイナンバーカードを持っていればすぐに健康保険証として利用出来るのでしょうか？

A. マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、予めマイナポータル上で事前に「健康保険証としての利用申し込み」の登録をすることが必要です。マイナポータルにアクセスするためには、「マイナポータル」と検索してください。

Q. マイナンバーカードを健康保険証として利用するために必要な事前の登録はどのように行うのですか？

A. 事前の登録は、マイナポータルから行う方法とマイナポイントの予約時に追加で行う方

法があります。パソコンからマイナポータルにアクセスする場合は、ICカードリーダーをご用意下さい。また、マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンからもアクセスできます。

※ 対応機種一覧はこちら

https://faq.myna.go.jp/tmsself19/faq/faqDisplay.do?kb_id=314

マイナポイントの予約時に追加で行う場合も準備するものは同じですが、アクセスするサイトが異なります。「マイナポイント」で検索して下さい。

Q. ICカードリーダーやマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンを持っていない人は、事前の登録はどうすればできますか？

A. パソコン等を利用することができない方でもマイナポータルへアクセスすることができるよう、各市区町村にはマイナポータル用端末（タブレット PC、IC カードリーダー、Wi-Fi ルーター等）を配置しており、こちらからも登録を行うことができます。配置場所については、各市区町村にお問い合わせください。

(3) 利用について

Q. マイナンバーカードを持てば、保険証は持たなくてもいいですか？

A. カードリーダーが設置されている医療機関・薬局では、保険証を持たなくても受診できます。カードリーダーについては医療機関・薬局等で順次導入を進めていきますが、導入されていない医療機関・薬局等では、保険証が必要となります。

Q. 全ての医療機関で使えるようになりますか？

A. 全国の医療機関や薬局に順次必要な機器を導入し、2021年3月の利用開始時に全体の6割程度、2023年3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局で導入されることを目指しています。

Q. マイナンバーカードが健康保険証として使える医療機関・薬局は、どうすれば知ることができますか？

A. 厚生労働省ホームページで、医療機関・薬局でマイナンバーカードが健康保険証として使える医療機関・薬局でどこかわかるようにする予定です。その上で、マイナンバーカードが健康保険証として使えることがわかるポスター等を準備し、院内等に掲示して頂く予定です。

Q. 医療機関や薬局での受付はどのようになるのでしょうか？

A.

◎ マイナンバーカードの場合

窓口での診療受付時に、患者自らがカードリーダーにマイナンバーカードをかざします。

- ①「顔認証機能付きカードリーダー」の場合は、カードの IC チップ内の写真データと撮影した顔とを比較し顔認証を行うか、患者が 4 桁の暗証番号を入力し、本人確認を行います。
- ②「汎用型カードリーダー」の場合は、窓口職員の目視により本人確認を行います。

◎ 健康保険証の場合

受付窓口で職員が健康保険証を預かり、被保険者番号を入力して、保険資格のシステム照会を行います。

Q. 病院の受付でマイナンバーカードを預けるのですか？

A. 医療機関・薬局の窓口ではマイナンバーカードは預けません。顔認証付きカードリーダーの場合はカードリーダーに置いていただき、汎用カードリーダーを利用する場合はカードリーダーにかざすとともに受付職員に表面を見せてください。

Q. 窓口への持参が不要となる証類はどのようなものがありますか？

A.

- ・保険者証類（健康保険被保険者証/国民健康保険被保険者証/高齢受給者証等）
- ・被保険者資格証明書
- ・限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・特定疾病療養受療証

等の持参が不要となります。

なお、限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証は、従来は事前に保険者に申請する必要がありましたが、今後カードリーダーが設置された医療機関では、申請なしに限度額が適用されます。

Q. マイナンバーカードを忘れたらどのようにしたら良いですか？

A. 健康保険証があれば、健康保険証をご提示ください。健康保険証も持参していない場合は、現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様になります。

(4) その他

Q. 医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか？

A. 医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。マイナンバー（12桁の番号）ではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

Q. 保険者が変わった場合（保険者を異動した場合）は何か手続きが必要となるのでしょうか？

A. 従来通り保険者への異動届等の手続きは必要ですが、マイナンバーカードであれば、保険者での手続きが完了次第、新しい保険証の発行を待たずに受診することができます。

<一括登録システムについて>

(1) 全般

Q. 一括登録とは何ですか？

A. マイナポイントの申込完了ページにおいて、マイナポータルの利用者登録及びマイナンバーカードの健康保険証利用の初回登録ができるようになります。なお、マイナポイント申込み完了画面においてのみ有効な機能であり、申込み完了画面から別ページに遷移したり、ログアウトを行ったり等すると、当該機能をご利用いただけなくなるため御留意ください。

Q. 自治体で支援を受けた際は一括登録ができなかったが、なぜですか？

A. 自治体によっては、一括登録のないシステムを用いて支援を行っている場合もあるので、ご了承ください。なお、マイナンバーカードの健康保険証利用が可能になるのは令和3年3月以降であり、それ以降も、従来通り健康保険証でも受診することは可能です。